

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	A G C 株式会社			コード	5201		
提出日	2025/2/27		異動（予定）日	2025/3/28			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	柳 弘之	社外取締役	○													○	有
2	本田 桂子	社外取締役	○													○	有
3	手代木 功	社外取締役	○											○			有
4	有馬 浩二	社外取締役	○										○			新任	有
5	川島 勇	社外監査役	○									△					有
6	石塚 達郎	社外監査役	○									△					有
7	松山 遙	社外監査役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		<p>柳弘之氏は、ヤマハ発動機株の代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、積極的にグローバル展開を推進する同社において、プランディング戦略やデジタル技術の活用を始めとする会社経営全般についての豊富な経験を有しています。同氏には、この経験を生かし、独立の立場から当社の経営を監視・監督いただくとともに、当社事業のグローバル展開の強化を含めた経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスを強化する役割を期待し、社外取締役に選任しています。</p> <p>当社では、社外取締役が、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準（4. 補足説明参照）を満たし、独立性が確保されていることを、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であることから、独立役員として指定しています。</p> <p>また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることも確認しています。</p>
2		<p>本田桂子氏は、コンサルティング業務に長年従事し、経営・財務戦略やM&A、提携等に関する助言を行った経験を有しています。また、多国籍機関の代表を務めた経験を有し、その経験に基づきESG投資について大学で教授するなど、企業及びグローバル組織の経営やサステナビリティに関する豊富な知識を有しています。同氏には、これらの経験を活かし、独立の立場から当社の経営を監視・監督いただくとともに、当社の経営全般に対して専門的な見地から提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスを強化する役割を期待し、社外取締役に選任しています。</p> <p>当社では、社外取締役が、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準（4. 補足説明参照）を満たし、独立性が確保されていることを、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であることから、独立役員として指定しています。</p> <p>また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることも確認しています。</p>
3	<p>当社は、手代木功氏が業務執行者である塩野義製薬株と医薬品の中間体・原体に関する取引関係がありますが、その取引金額は、当社の売上高の0.1%未満であり、当社の社外役員の独立性に関する基準を満たしています。</p>	<p>手代木功氏は、塩野義製薬株の代表取締役会長兼社長CEOを務めており、創薬型製薬企業として事業の高付加価値化を推進する同社において、海外事業運営も含めた会社経営全般についての豊富な経験を有しています。同氏には、この経験を生かし、独立の立場から当社の経営を監視・監督いただくとともに、当社の戦略事業の展開を含めた経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスを強化する役割を期待し、社外取締役に選任しています。</p> <p>当社では、社外取締役が、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準（4. 補足説明参照）を満たし、独立性が確保されていることを、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であることから、独立役員として指定しています。</p> <p>また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることも確認しています。</p>

4	<p>当社は、有馬浩二氏が業務執行者である㈱デンソーと車載ディスプレイ用カバーガラス等の販売に関する取引関係がありますが、その取引金額は、当社の売上高の0.1%未満であり、当社の社外役員の独立性に関する基準を満たしています。</p>	<p>有馬浩二氏は、㈱デンソーの代表取締役会長を務めており、先進的な技術・システム・製品を提供するグローバル企業である同社において、生産・品質や技術開発を始めとする会社経営全般についての豊富な経験を有しています。同氏には、この経験を生かし、独立の立場から当社の経営を監視・監督いただくとともに、当社事業のグローバル展開の強化を含めた経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスを充実させる役割を期待し、社外取締役候補者といしました。</p> <p>当社では、社外取締役が、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準（4. 補足説明参照）を満たし、独立性が確保されていることを、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であることから、独立役員として指定しています。</p> <p>また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることも確認しています。</p>
5	<p>当社は、川島勇氏が過去に業務執行者であった日本電気㈱とシステムの保守等の取引関係がありますが、その取引金額は、同社の売上高の0.1%未満であり、当社の社外役員の独立性に関する基準を満たしています。</p>	<p>川島勇氏は、日本電気㈱の代表取締役執行役員常務兼CFO、監査役を歴任し、常に変革が求められるＩＴ業界にあって国内外を問わず積極的にM&Aを推進している同社において、経理部門での長年の経験と監査役としての豊富な知見を有しています。同氏には、この経験及び知見を生かし、当社の監査体制を強化する役割を期待し、社外監査役に選任しています。</p> <p>当社では、社外監査役が、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準（4. 補足説明参照）を満たし、独立性が確保されていることを、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であることから、独立役員として指定しています。</p> <p>また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認しています。</p>
6	<p>当社は、石塚達郎氏が過去に業務執行者であった㈱日立製作所とシステムの開発・保守等の取引関係がありますが、その取引金額は、同社の売上高の0.1%未満であり、当社の社外役員の独立性に関する基準を満たしています。</p> <p>また、同氏は、当社の子会社である伊勢化学工業㈱と事業領域において競合するK&Oエナジーグループ㈱の社外取締役を務めていますが、同社において業務執行者ではなく、当社の社外役員の独立性に関する基準を満たしています。</p>	<p>石塚達郎氏は、㈱日立製作所の代表執行役 執行役副社長、日立建機㈱の取締役兼代表執行役 執行役会長を歴任し、積極的にグローバル展開を推進している日立グループにおいて、会社経営全般についての豊富な経験を有しています。同氏には、この経験を生かし、当社の監査体制を強化する役割を期待し、社外監査役に選任しています。</p> <p>当社では、社外監査役が、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準（4. 補足説明参照）を満たし、独立性が確保されていることを、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であることから、独立役員として指定しています。</p> <p>また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認しています。</p>
7		<p>松山遙氏は、弁護士としての長年の経験と法律やコンプライアンスに関する専門的な知見を有しています。また、他社において社外役員を歴任し、企業経営に関する高い見識を有しています。同氏には、この経験及び知見を生かし、当社の監査体制を強化する役割を期待し、社外監査役に選任しています。</p> <p>当社では、社外監査役が、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準（4. 補足説明参照）を満たし、独立性が確保されていることを、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であることから、独立役員として指定しています。</p> <p>また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認しています。</p>

4. 補足説明

＜社外役員の独立性に関する基準＞

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

- (1) 当社及び当社子会社（以下、まとめて「AGCグループ」という。）の重要な事業領域において競合する会社が属する連結企業グループ（以下、「連結企業グループ」とは、親会社及びその子会社を指し、AGCグループは含まないものとする。）内の会社の業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役及び使用人を指す。以下同様。）でないこと。
また、当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有しないこと及び当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有する会社の業務執行者でないこと。
- (2) 過去3年間において、AGCグループから役員報酬（※）以外に1,000万円/年以上を受領していないこと。
(※) 社外取締役に関しては取締役報酬、社外監査役に関しては監査役報酬を指す。
- (3) 過去3年間において、AGCグループを主要な取引先とする連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。
なお、AGCグループを主要な取引先とする連結企業グループとは、当該連結企業グループからAGCグループへの販売額が、当該連結企業グループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。
- (4) 過去3年間において、AGCグループの主要な取引先である連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。
なお、AGCグループの主要な取引先である連結企業グループとは、AGCグループから当該連結企業グループへの販売額が、AGCグループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。
- (5) 過去3年間において、AGCグループを担当する監査法人の社員でないこと。
- (6) 当社の大株主（議決権の10%以上を保有している者）でないこと及び大株主の業務執行者でないこと。
- (7) その他、重大な利益相反や、独立性を害するような事項がないこと。

(※) 株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準は、上記のとおりです。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。